申　　請

令和８年 11 月 13 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣　高市早苗　殿

福島県知事　内堀　雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２０条第２項に基づく令和８年11月13日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

１　次に掲げる品目について、出荷制限を一部解除すること
　福島県において捕獲されたクマ肉のうち、県の管理下において、放射性物質検査を実施し、基準値を超えないもの

２　一部解除を申請する理由
　制限地域における出荷・検査体制が整ったため
　（別添「野生鳥獣肉にかかる福島県出荷・検査方針」のとおり）

野生鳥獣肉にかかる福島県出荷・検査方針

１ クマの個体の捕獲と処理加工施設における受入

(1)野生鳥獣肉を扱う郡山市の食肉処理加工施設「ふくしまジビエファクトリー」（以下「処理加工施設」という。）が受け入れるクマの個体の捕獲者について、捕獲者ごとに福島県内の捕獲を行うことの見込まれる場所、捕獲者の住所、連絡先等を記録した捕獲者台帳を作成し、その写しを県及び施設所在市町村に提出する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより捕獲者の管理を行う。

(2)受け入れたクマの個体の効率的な取扱を行うため、処理加工施設は、年間の受入計画を作成する。

２ 処理加工施設における管理等

(1) クマの個体の受入及び確認

① 受け入れるクマの個体は、県又は施設所在市町村の立会の下で、捕獲者、捕獲日時、捕獲場所等のクマの個体の捕獲に関する情報を確認し、処理加工施設が引渡を受けるものとする。
なお、県又は施設所在市町村による受入の立会はオンラインの手法によることも可能とする。

② 処理加工施設は引渡を受けたクマの個体に識別のための個体番号を付し、①の捕獲に関する情報、体重、性別、放射性物質検査（以下「検査」という。）結果等を記録する搬入・処理管理台帳を作成する。

③ 処理加工施設は、クマの個体を受け入れるに当たって作成した搬入・処理管理台帳の写しを県及び施設所在市町村に提出する。

(2) クマの肉の保管・管理・検査

① 受け入れたクマの個体は、解体処理を行い、保冷庫で保管する。

② 検査の試料採取は、県又は施設所在市町村の立会の下、処理加工施設が行う。

③ 県又は所在市町村は、処理加工施設から試料を受領し、県が指定する検査機関（以下「検査機関」という）へ送付する。

④ 処理加工施設で受け入れたクマについては、検査機関において、ゲルマニウム半導体検出器による全頭検査を実施する。

⑤ クマの肉は、検査結果が判明するまで、処理加工施設において、検査未了であることを明示し、適切な個体分別の下で保管・管理を行う。

⑥ 県は、検査機関から検査結果を受理し、「クマの肉の放射性物質検査結果通

知書」を作成するとともに、施設所在市町村及び処理加工施設に結果を通知し、100 Bq/kg を超過した個体の肉について、出荷しないよう処理加工施設に対して指示を行う。

⑦ 処理加工施設は、100 Bq/kg を超過した個体の肉等が誤って出荷されないよう、その旨を明示して分別管理を行う。

⑧ 検査の結果、100 Bq/kg を超過した個体の肉について、処理加工施設は全量を廃棄し、県又は施設所在市町村は処理加工施設が廃棄したことを確認する。

(3) クマの肉の出荷管理及び表示

① 検査の結果、100 Bq/kg 以下であることが確認された個体の肉のみを出荷する。

② 出荷に当たって処理加工施設は、全ての個体の肉について個体番号毎に管理し、これを記した出荷・販売台帳を作成する。また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

3 情報の提供

県、施設所在市町村及び処理加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、処理加工施設が出荷・販売しているクマの肉は、食品衛生法上問題ないものであることを周知する。